

## 第四節 指導要録の改訂にどのように対処したか

文部省から「小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について」の通達が出されたのは、昭和三十年九月十三日であった。

これによって、県教委としては、通達の示す「案」に基づき、学校および地域の特殊事情を勘案し、昭和三十一年度から、改訂した指導要録を使用する（注一）こと、さらに「管内の教育委員会および学校にこの通達の趣旨をじゅうぶん徹底させる」（注二）ことが指示された。

その後、学校教育課においては文部省の「通達の要旨に基づき、本県の実態を考慮し、実情に即する」（注三）本県の指導要録の様式を決定し、昭和三十一年二月二十一日に、市町村教育委員会ならびに県立学校に対して、教育長名の通知を發した。

- その通知の要点を、つぎに転記してみる。
- 1 記入上の注意については、本庁学校教育課編「改訂指導要録の手びき」並びに「児童生徒指導要録記入上の注意」によること。
  - 2 明年度から全学年同時実施になるが、既に在学するものについては、現行指導要録と併せ整備保管すること。
  - 3 進学、転学の際における指導要録の送付及び保管については、学校教育法施行規則の一部改正をまっけて行うことになること。

4 抄本の様式及びその取扱いについては、前記「改訂指導要録の手びき」によること。

### 一、「改訂指導要録の手びき」とその要点

前記の教育長の通知にもうたわれて、るように、この手びきは指導要録記入上の注意を述べたもので、体裁は判二〇七ページ、内容は十二章三十六節にわたっている。そのうち特に学習・行動の具体的な評価手続きと記入のしかたについては、多くのスペースをとって、相当詳細に説明を施している。

この手びきに示した評価法は、中央の学者や教育諸雑誌等から「この種の刊行物の中で最もすぐれたもの」等の評価を得た。つぎに、その評価法の要点をあげてみる。

まず「学習の記録」の「評定」については、基本的態度として、分析した項目ごとの評価をなすかたちとして、これを合理的な手続きによって処理して、はじめに価値のあるものなることを強調した。さらに、各教科にわたって合理的な手続きを述べているが、端的にいえば、まず理解・態度・能力等の項目ごとに評価し、これに一定の係数を乗じて総合点を出し、この総合点に基いて五段階評価をするという手続きである。項目間に比

重をつけ、係数を乗ずるところが特色であって、このことについては、文部省の大内事務官（指導要録担当）は「係数そのものについては、今後とも検討してほしいと思うが、この行き方は最も望ましいものである。」と評している。

五段階評価については「各段階にふくまれる人数は、正常分配曲線による比率にこだわるべきものではない。一つの方法としては、五段階の人数の比率を一応一〇%、二〇%、四〇%、二〇%一〇%とし、実際の人数の決定にあたっては、これをめやすにしながらも実情に即して修正を加えるというやり方が考えられる。要は機械的に処理するのではなく、ある程度の幅をもって解釈すべきである」（注四）旨を明示している。

行動の評価については「評価の資料はどのようにして集め、解釈するか」「評価の具体的な手続きについて」「各項目の意味する具体的な特徴について」（注五）等の項目のもとに、評定尺度の具体例や記入例等までを示している。

### 二、指導要録関係諸用紙の共同印刷

- ここで指導要録関係諸用紙というのは、
- 1 指導要録の用紙
  - 2 指導要録の抄本の用紙
  - 3 「指導要録記入上の注意」
  - 4 在籍児童生徒一覽表

### 5 検閲表

6 表紙

等であるが、これは県下一斉に共同印刷することが、規格を統一する点からも、また価格の点からも望ましいのではないかと意見が、主として校長会から出された。そこで学校教育課では印刷所に対して正確な原稿を渡し、かつ校正を完了したうえで、その後の運営経理等は一切は、小、中、高等各校長会に委せた。ただし、高等学校の用紙の様式は非常に複雑をきわめたため、原稿の最後の整理は、校長会の手で行われた。

### 三、質疑事項に対する回答

以上に述べたような手順を経て、いよ三十一年四月から改訂指導要録が実施され、各所で研究会がもたれ、また実際に記入がはじまり、そこでいろいろな質疑事項が提出されてきた。それらの質疑に対しては、そのつどお答えはしたが、特に三十一年六月二十日付教育長通知「小、中学校指導要録の記入取扱いについて」によって、当課の考え、態度をはっきり述べることにした。つぎに、その主な質疑事項をあげてみる。

- 1 児童生徒の氏名の字体について
- 2 外部証明の場合、所見欄の「○、×」を記しなくてもよいかどうかについて
- 3 旧指導要録から新指導要録に転記すべき事項があるかどうかについて